

その他の手続きフロー詳細

	標準処理期間
○都市計画法第35条の2に基づく申請 ― 開発許可変更申請 都市デザイン課へ提出（正・副 計2部） ↓ 開発変更許可 ※場合により変更の都市計画法第32条に基づく申請を行う必要があります。	21日間
○都市計画法第37条に基づく申請 ― 建築(建設)承認申請 都市デザイン課へ提出（正・副 計2部） ↓ 建築(建設)承認 ↓ (建築確認申請) ※法第29条の許可後の申請となります。 ※都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受ける必要があります。	7日間
○都市計画法第45条に基づく申請 ― 地位承継承認申請 都市デザイン課へ提出（正・副 計2部） ↓ 地位承継承認	7日間
○都市計画法第53条に基づく申請 ― 都市計画施設内の建築許可申請 都市デザイン課へ提出（正・副 計2部） ↓ 建築許可	14日間

※標準処理期間とは、申請に対する処分について、その申請の受付をしてから処分するまでに通常要すべき標準的な期間です。申請の処理に要する期間のあくまでも目安であり、標準処理期間内に必ず処分が行われることを意味するものではありません。
また、申請の補正等に要する期間は、標準処理期間に含まれませんのでご注意ください。